



長野県報

6月7日(月)
平成16年
(2004年)
第1564号

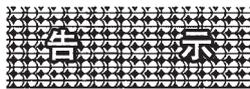
目次

告示

- 救急病院等を定める省令に基づき認定した救急病院等（医務課） 1
- 救急病院等を定める省令に基づき認定した救急病院の変更（医務課） 2
- 救急病院等を定める省令に基づく申出の撤回（医務課） 2
- クリーニング業法に基づくクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（食品環境課） 2
- 訓練手当支給要綱（昭和41年長野県告示第641号）の一部改正（産業活性化・雇用創出推進局） 3
- 長野県技能評価認定要綱（産業活性化・雇用創出推進局） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定及び指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課） 4
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の事業所の廃止（高齢福祉課） 5
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路維持課） 5
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路維持課） 6
- 昭和49年長野県告示第452号（水防管理団体を指定）の一部改正（河川課） 6
- 長野県収入印紙売りさばき人の指定（会計課） 6
- 一般競争入札に参加する者の資格（交通規制課） 6

公告

- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室） 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧（3件）（産業振興課） 8
- 土地改良区の定款変更の認可（土地改良課） 9
- 土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（農村整備課） 10
- 都市計画の図書の写しの縦覧（2件）（都市計画課） 10
- 土地区画整理法に基づく土地区画整理組合の設立の認可（都市計画課） 10
- 土地区画整理法に基づく土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課） 10
- 開発行為に関する工事の完了（3件）（建築管理課） 10
- 一般競争入札（2件）（医務課県立病院室） 11
- 一般競争入札に参加する者の資格審査及び事前研修（交通規制課） 13
- 平成16年度宅地建物取引主任者資格試験（建築管理課） 13



長野県告示第375号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院等は、次のとおりです。

平成16年6月7日

長野県知事 田中康夫

| 名称 | 所在地 | 認定の有効期限 |
|--------|-----------|-----------------|
| 東御市民病院 | 東御市鞍掛198 | 平成19年 3月31日 |
| 松本協立病院 | 松本市巾上9-26 | 平成18年 12月26日 |

| | | |
|--------------------------|------------------|----------------|
| 東口病院 | 長野市栗田356番地1 | 平成18年 12月6日 |
| 医療法人三世会金澤病院 | 佐久市大字岩村田804番地 | 平成18年 6月4日 |
| 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院小海分院 | 南佐久郡小海町大字豊里78番地 | 平成18年 3月31日 |
| 市瀬整形外科 | 飯田市川路4825 | 平成18年 4月30日 |
| 伊那中央病院 | 伊那市大字伊那1313番地1 | 平成18年 3月31日 |
| 医療法人雨宮病院 | 南佐久郡臼田町大字小田切城下73 | 平成18年 3月29日 |

医務課

長野県告示第376号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院から、次のとおり変更した旨届がありました。

平成16年6月7日

長野県知事 田中康夫

| 名 称 | | 所 在 地 |
|----------------------|--------|----------------------|
| 変 更 後 | 変 更 前 | |
| 独立行政法人国立病院機構 長野病院 | 国立長野病院 | 上田市緑が丘1-27-21 |
| 独立行政法人国立病院機構 松本病院 | 国立松本病院 | 松本市大字芳川村 井町1209番地 |

医 務 課

長野県告示第377号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出を撤回しました。

平成16年6月7日

長野県知事 田中康夫

| 名 称 | 所 在 地 | 撤回日 |
|------------|----------------|----------------|
| 東部町立ひまわり病院 | 小県郡東部町大字県281-2 | 平成16年 3月31日 |

医 務 課

長野県告示第378号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として次のとおり指定します。

平成16年6月7日

長野県知事 田中康夫

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター 理事長 山下 真 臣
東京都港区新橋6丁目8番2号

2 開催年月日、内容及びに会場の名称及び所在地

(1) 第1型クリーニング師研修及び業務従事者講習

ア 開催年月日、内容及び会場

| 開 催 年 月 日 | 内 容 | 会場の名称及び所在地 |
|---------------|---------------------------|-----------------------------------|
| 平成16年9月26日(日) | クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習 | 長野市 長野県勤労者福祉センター 長野市旭町1108 |
| 平成16年9月29日(水) | クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習 | 上田市 長野県上田合同庁舎 上田市材木町1-2-6 |
| 平成16年10月3日(日) | クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習 | 松本市 長野県松本勤労者福祉センター 松本市中央4-7-26 |
| 平成16年10月6日(水) | クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習 | 箕輪町 伊那プリンスホテル 上伊那郡箕輪町中箕輪8288 |

イ 受講料

(ア) クリーニング師の研修 5,000円

(イ) 業務従事者に対する講習 4,500円

(2) 第2型業務従事者講習

ア 受講対象者、内容及び受付期間

| 受 講 対 象 者 | 内 容 | 受 付 期 間 |
|-----------|-------------|------------------------------|
| 遠隔地に居住する者 | 業務従事者に対する講習 | 平成16年12月1日から 平成17年1月30日まで |

イ 受講料

業務従事者に対する講習 4,500円

食 品 環 境 課

長野県告示第379号

訓練手当支給要綱(昭和41年長野県告示第641号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日以後に公共職業訓練又は職場適応訓練を受け始めた者に係る訓練手当から適用します。

平成16年6月7日

長野県知事 田中康夫

第4第3項第2号中「第3第2項第2号」を「第3第2項第3号」に改める。

産業活性化・雇用創出推進局

長野県告示第380号

長野県技能評価認定要綱を次のように定めます。

平成16年6月7日

長野県知事 田中康夫

長野県技能評価認定要綱

(目的)

第1 この要綱は、長野県産業界の人材育成を促進し、雇用の安定及び産業活性化を図るため、事業主又は事業主の団体が行う技能評価を県が認定することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「技能評価」とは、事業主又は事業主の団体(以下「事業主等」という。)が、その雇用する従業員(事業主の団体にあっては、その構成員の従業員等)に対し、職務に必要な技能等についての評価を行うことをいう。

(範囲)

第3 認定の対象となる技能評価の範囲は、長野県内に住所を有する者がその対象者に含まれている技能評価(事業主が実施する技能評価にあっては、長野県内に事業所を有する事業主が実施するものに限る。)とする。

(認定の基準)

第4 認定を受けることのできる技能評価は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 技能評価が、職業に必要な技能及び知識について行われるものであること。
- (2) 技能評価が、直接営利を目的としないこと。
- (3) 技能評価が、定期的に実施されること。
- (4) 技能評価の評価基準が、適切であること。
- (5) 技能評価の実施方法が、公平であること。
- (6) 技能評価の基準に安全に関する事項が含まれること。

(認定の申請)

第5 認定を受けようとする事業主等は、技能評価認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 技能評価実施規程
- (2) 当該年度の技能評価に関する実施計画書
- (3) その他必要な書類等

2 前項第1号の技能評価実施規程は、技能評価に関し次の各号に掲げる事項を記載したものであるものとする。

- (1) 実施職種、級別区分及び評価を受けることができる要件に関する事項

- (2) 評価方法及び評価要素に関する事項
- (3) 評価の回数、時期及び場所に関する事項
- (4) 評価に当たる者の選任に関する事項
- (5) 問題の作成及び可否の判定に関する事項
- (6) 合格した者に対する証明に関する事項
- (7) その他技能評価に関し必要な事項

3 第1項の申請書の提出期間は、別に定める。

(認定)

第6 知事は、第5第1項の申請を受理したときは、長野県技能評価認定審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、認定の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 審査会の組織及び運営については、別に定める。

(認定の表示)

第7 認定を受けた技能評価を実施する事業主等(以下「認定技能評価実施者」という。)は、認定を受けた技能評価(以下「認定技能評価」という。)については、「長野県認定技能評価」の表示をすることができる。

(変更の承認等)

第8 認定技能評価実施者は、技能評価実施規程を変更しようとするときは、変更の内容、時期及び理由を記載した書類を提出して、知事の承認を受けなければならない。

2 認定技能評価実施者は、その名称、代表者及び事業所の所在地又は団体の所在地を変更したときは、遅滞なくその内容を記載した書類を知事に届け出なければならない。

(実施計画書の提出)

第9 認定技能評価実施者は、毎事業年度開始前に、当該年度の認定技能評価に関する実施計画書を知事に提出しなければならない。

(実施状況報告書の提出)

第10 認定技能評価実施者は、事業終了後速やかに実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

(資料の提出)

第11 認定技能評価実施者は、認定技能評価の実施に関し、知事から必要な資料の提出を求められたときは、当該資料を提出しなければならない。

(認定技能評価の廃止の届出)

第12 認定技能評価実施者は、認定技能評価を廃止したときは、速やかに廃止の時期及び理由を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第13 知事は、認定技能評価実施者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第4各号に掲げる要件を具備しなくなったとき。
- (2) 第8第1項の規定による知事の承認を受けなかったとき。
- (3) 第8第2項又は第9から第11までの規定による書類の提出を怠ったとき。

2 知事は、前項の取消しをしようとするときは、必要に応じ審査会の意見を聴くものとする。

(認定証明)

第14 認定技能評価実施者は、知事に対し、技能評価に合格したことを証する書面に、当該技能評価が認定技能評価である旨の証明を付すことを求めることができる。

2 知事は、長野県外の認定技能評価実施者の行う認定技能評価に

合格した長野県内に住所を有する者から認定技能評価に係る証明申請があったときは、当該認定技能評価実施者に確認の上、証明をするものとする。
(申請書等の様式)

第15 この要綱で定める申請書の様式等は、別に定める。

産業活性化・雇用創出推進局

長野県告示第381号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成16年6月7日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|----------------------|-----------------------------|-----------|
| テルウェル東日本長野介護センター | 長野市七瀬中町161番地1 アーバンネット七瀬ビル3F | 平成16年6月1日 |
| 株式会社コムスン茅野ケアセンター | 茅野市塚原2丁目4番23号 | 〃 〃 |
| 飯田サポート・ヘルパーステーション | 飯田市高羽町1丁目4番地12号 | 〃 〃 |
| さくらえちよう敬老園ヘルパーステーション | 長野市桜枝町823番地1 | 〃 〃 |
| 社会福祉法人暖家長野事業所 | 長野市若里2丁目10番1号 | 〃 〃 |
| 社会福祉法人暖家大町事業所 | 大町市大町5746番地4 | 〃 〃 |
| 社会福祉法人暖家佐久事業所 | 佐久市中込3125番地2 | 〃 〃 |

(2) 訪問入浴介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|---------------|---------------|-----------|
| 社会福祉法人暖家長野事業所 | 長野市若里2丁目10番1号 | 平成16年6月1日 |
| 社会福祉法人暖家大町事業所 | 大町市大町5746番地4 | 〃 〃 |
| 社会福祉法人暖家佐久事業所 | 佐久市中込3125番地2 | 〃 〃 |

(3) 訪問看護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|-------------------------------|------------------|------------|
| 長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原病院附属中新田診療所 | 諏訪郡原村13221番地2 | 平成16年4月1日 |
| 清水クリニック | 諏訪市湖岸通り5丁目13番18号 | 〃 〃 |
| いしぐろクリニック | 長野市川中島町御厨706番地1 | 平成16年4月15日 |

(4) 訪問リハビリテーション

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|-------------------------------|----------------|-----------|
| 長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原病院附属中新田診療所 | 諏訪郡原村13221番地2 | 平成16年4月1日 |
| 長谷村国民健康保険直営美和診療所 | 上伊那郡長谷村非持564番地 | 平成16年6月1日 |

(5) 居宅療養管理指導

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|-------------------------------|------------------|------------|
| 長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原病院附属中新田診療所 | 諏訪郡原村13221番地2 | 平成16年4月1日 |
| ジュンデンタルクリニック | 岡谷市御倉町2番地26 | 〃 〃 |
| 篠ノ井駅前薬局 | 長野市篠ノ井布施高田872番地 | 〃 〃 |
| かりん薬局 | 諏訪市湖岸通り5丁目14番12号 | 〃 〃 |
| くまがい薬局 | 伊那市伊那322番地1 | 〃 〃 |
| みまき薬局 | 東御市島川原80番地22 | 〃 〃 |
| 清水クリニック | 諏訪市湖岸通り5丁目13番18号 | 〃 〃 |
| 藤沢眼科 | 長野市篠ノ井布施高田874番地2 | 平成16年4月5日 |
| 春山眼科医院 | 岡谷市本町2丁目3番2号 | 〃 〃 |
| たなか歯科医院 | 松本市和田1672番地2 | 〃 〃 |
| いしぐろクリニック | 長野市川中島町御厨706番地1 | 平成16年4月15日 |

(6) 通所介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|--------------------|-----------------|-----------|
| 南牧村社協指定通所介護事業所(川平) | 南佐久郡南牧村広瀬1089番地 | 平成16年6月1日 |

| | | | |
|----------------------|--------------------|---|---|
| 特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木 | 飯田市丸山町1丁目8番2号 | 〃 | 〃 |
| 総合福祉ツクイ松本北深志 | 松本市北深志3丁目5番17号 | 〃 | 〃 |
| 宅幼老所百彩館 | 塩尻市上西条594番地 | 〃 | 〃 |
| JA佐久浅間デイサービスセンターひだまり | 佐久市桜井671番地1 | 〃 | 〃 |
| あっぷるけあ | 長野市松代町西寺尾1832番地1 | 〃 | 〃 |
| デイサービスすがかわ | 下高井郡山ノ内町夜間瀬9249番地4 | 〃 | 〃 |
| 老人デイサービスセンターノーマライ | 長野市南長野幅下639番地1 | 〃 | 〃 |

(7) 通所リハビリテーション

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|------------------|----------------|-----------|
| 長谷村国民健康保険直営美和診療所 | 上伊那郡長谷村非持564番地 | 平成16年6月1日 |

(8) 痴呆対応型共同生活介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|-----------------|--------------------------------|-----------|
| グループホームまゆ更科 | 千曲市杭瀬下土地区画整理事業地56街区2-2、3-1、3-2 | 平成16年6月1日 |
| グループホーム佐久・新子田の家 | 佐久市新子田892番地2 | 〃 |
| グループホームとよしな敬老園 | 南安曇郡豊科町豊科4755番地 | 〃 |

(9) 福祉用具貸与

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|-----------------|---------------|-----------|
| 有限会社アイデム福祉用具事業所 | 小諸市柏木5番地4 | 平成16年6月1日 |
| 社会福祉法人暖家長野事業所 | 長野市若里2丁目10番1号 | 〃 |

2 指定居宅介護支援事業者

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|----------------------|-----------------------------|-----------|
| さくらえちよう敬老園居宅介護支援事業所 | 長野市桜枝町823番地1 | 平成16年6月1日 |
| テルウェル東日本長野介護センター | 長野市七瀬中町161番地1 アーバンネット七瀬ビル3F | 〃 |
| フランスベッドメディカルサービス株式会社 | 松本市南松本2丁目7番30号 昭和ビル1F | 〃 |
| 松本居宅介護支援事業所 | | |
| 株式会社コムスン茅野ケアセンター | 茅野市塚原2丁目4番23号 | 〃 |
| 社会福祉法人暖家長野事業所 | 長野市若里2丁目10番1号 | 〃 |
| 社会福祉法人暖家篠ノ井事業所 | 長野市篠ノ井布施高田68番地9 | 〃 |

高齢福祉課

長野県告示第382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年6月7日

長野県知事 田中康夫

福祉用具貸与

| 事業所の名称 | 所在地 | 廃止した年月日 |
|------------------------|--------------|------------|
| 長野松下ライフエレクトロニクス株式会社 | 松本市笹賀7600番地7 | 平成16年3月31日 |
| 松下ライフエレクトロニクス株式会社長野LE社 | 松本市笹賀7600番地7 | 平成16年4月30日 |

高齢福祉課

長野県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年6月22日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年6月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 中津川南木曽線
3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|-----|---------------|--------------|
| 木曽郡南木曽町大字吾妻1566番の36地先から 木曽郡南木曽町大字吾妻1501番の88地先まで | 旧 | 6.6~30.0 m | 0.1221 km |
| 同 上 | 新 | 10.2~30.0 | 0.1221 |

道路維持課

長野県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年6月22日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年6月7日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 中津川南木曽線
2 供用を開始する区間
木曽郡南木曽町大字吾妻1566番の36地先から
木曽郡南木曽町大字吾妻1501番の88地先まで
3 供用を開始する期日 平成16年6月7日

道路維持課

長野県告示第385号

昭和49年長野県告示第452号（水防管理団体を指定）の一部を次のように改正します。

平成16年6月7日

長野県知事 田 中 康 夫

本則の表中「更埴市 佐久市」を「佐久市 千曲市 東御市」に、「浅科村 北御牧村」を「浅科村」に、「丸子町 東部町」を「丸子町」に、「上山田町 大岡村」を「大岡村」に、「坂城町 戸倉町」を「坂城町」に改める。

河川課

長野県長野地方事務所告示第3号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成16年5月24日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成16年6月7日

長野県長野地方事務所長 金 井 範 夫

名 称 住 所
長野市調理師会 長野市若里6-6-1 長野市保健所内

会 計 課

長野県警察本部告示第48号

長野県警察本部の発注する自動車保管場所現地調査業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定めます。

平成16年6月7日

長野県警察本部長 岡 弘 文

長野県警察本部の発注する自動車保管場所現地調査業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格

(自動車保管場所現地調査業務)

第1 自動車保管場所現地調査業務とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定に基づき、道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを確認することをいう。

(一般競争入札参加資格の申請に必要な要件)

第2 自動車保管場所現地調査業務の一般競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）の申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 長野県警察関係公益法人又は自動車保管場所現地調査と同種の現地調査業務等を過去に誠実に行った実績を有する者（県内に主たる事務所又は事業所を有する者に限る。）

(2) 現地調査業務を的確かつ速やかに処理する能力を有すること。

(3) 長野県警察本部が自動車保管場所現地調査業務の入札の都度行う事前研修を受講していること。

(入札参加資格審査の実施)

第3 定期に行う資格審査（以下「定期審査」という。）は、2年に1回行うものとする。

2 前項に規定するほか、長野県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が必要と認める場合においても審査を行うことがある。

(入札参加者の資格)

第4 入札参加資格は、次の各号に掲げる事項について審査した結果に基づき認定するものとする。

(1) 経営状況及び経営内容

(2) 業務経歴

(3) 不誠実な行為の有無その他信用状態

(4) その他警察本部長が必要と認める事項

(入札参加資格審査の申請)

第5 入札参加資格を得ようとする者は、自動車保管場所現地調査業務入札参加資格審査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、警察本部長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し(法人に限る。)
- (2) 入札参加資格の申請の日の直前の事業年度又は営業年度における事業税の納税証明書
- (3) 法人登記簿謄本
- (4) 社内規則
- (5) 経営状況及び経営内容に係る財務諸表等
- (6) 業務経歴に係る関係書類
- (7) 事務所又は事業所一覧表
- (8) 自動車保管場所現地調査業務を行う調査員名簿

2 前項の申請書の提出期間は、警察本部長が別に定める。

(入札参加資格の通知)

第6 警察本部長は、入札参加資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7 入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日の翌日から次期の定期審査による入札参加資格の認定の日までとする。

(入札参加資格の承継)

第8 第6の規定により入札参加資格があると認められた者(以下「有資格者」という。)の事業と同一性を失うことなく組織の変更が行われた場合又は包括承継が行われた場合は、警察本部長の承認を得て、入札参加資格を承継することができる。

2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、遅滞なく、自動車保管場所現地調査業務入札参加資格承継承認申請書に、事業の一切を承継したことを証する書類を添えて、警察本部長に提出しなければならない。

3 第6及び第7の規定は、第1項の承認について準用する。

(変更届等)

第9 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を警察本部長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したときは、その相続人
- (2) 法人が破産により解散したときは、その破産管財人
- (3) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- (4) 廃業又は営業の停止若しくは休止をしたときは、その役員

2 有資格者は、次の各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、自動車保管場所現地調査業務入札参加資格審査申請書記載事項変更届に変更事項を証する書面を添えて、警察本部長に提出しなければならない。

- (1) 事務所又は事業所の所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者

(書類の提出部数)

第10 この告示により警察本部長に提出する書類の提出部数は、2部とする。

(申請書類の様式)

第11 この告示に規定する自動車保管場所現地調査業務入札参加資

格審査申請書等の様式は、警察本部長が別に定める。

交通規制課